

令和3年4月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和3年4月15日（木）午前10時
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|------|------|
| 教育長 | 大場健哉 |
| 二番委員 | 大森佳彦 |
| 三番委員 | 遠藤一幸 |
| 四番委員 | 高橋明子 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------|-------|
| 教育部長 | 高畑圭一 |
| 教育総務課長 | 佐野仁美 |
| 学校教育課長 | 穴澤正志 |
| 生涯学習課長 | 佐藤洋 |
| 文化課長 | 松崎裕美 |
| 中央公民館長 | 栗城由紀 |
| 学校教育課主幹 | 小荒井浩 |
| 教育総務課長補佐 | 塚原和憲 |
| 学校教育課長補佐 | 油井弘美 |
| 生涯学習課長補佐 | 高橋淳 |
| 文化課長補佐 | 鈴木美智子 |
| 文化課長補佐 | 片岡洋 |
| 中央公民館長補佐 | 塚原優郁 |
- 5 閉会 午前11時20分

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 改めて、おはようございます。
皆さんおそろいですので、ただいまより令和3年4月の教育委員会定例会を始めてまいりたいと思います。
なお、今日は荒明委員につきましては都合により欠席となりますので、よろしくお願いいたします。
開会時刻ですが、午前10時ということでお願いいたします。
次の会期の決定であります、会期につきましては本日1日ということによろしいでしょうか。
＜異議なしの声あり＞
教育長 では、異議なしということですので、会期につきましては本日1日といたします。
続きまして、書記の指名であります、書記につきましては教育総務課の課長補佐、塚原さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
＜異議なしの声あり＞
教育長 では、書記については教育総務課の課長補佐、塚原さんをお願いいたします。

4 報告事項
(1) 行事等の報告

教育長 それでは、4番の報告事項に入りたいと思います。
初めに、行事等の報告ということですが、事務局より説明をお願いいたします。
教育総務課長 行事等の報告をご説明いたしますので、1ページをお開きください。
3月定例会の開催日3月12日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり6件でございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。
以上で行事等の報告の説明を終わります。
教育長 ただいま、行事等の報告について説明がありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
遠藤委員 3月29日の教職員の方の離任式はここに入らなくていいんでしょうか。
教育長 退職者離任式のことでしょう、遠藤委員が言いましたのは。

学校教育課長 教職員離任式につきましては、そうですね、今回は退職者のみで行いましたので、ここに掲載する必要がありました。申し訳ございませんでした。

教育長 では、いま遠藤委員からご指摘がありました29日に行いました退職者に関する離任式につきましては、ここで抜けておりましたので、後ほど記載するという事でよろしく申し上げます。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

では、特にないということですので、行事等の報告については以上としたいと思います。

(2) 教育長の報告

報告第1号 共催及び後援の承認について

教育長 次に、教育長の報告に入ります。

入ります前に、ここについて加筆、訂正等あったらお願いいたします。

教育総務課長 加筆修正等はありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

それでは、報告案件として6つありますが、最初に報告第1号ということで共催及び後援の承認についてを取り上げます。説明をお願いいたします。

教育総務課長 報告第1号共催及び後援の承認についてご説明いたしますので、2ページをお開きください。

報告第1号共催及び後援の承認についてであります。3月定例会以降、共催はございませんでした。後援については3件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては所管課から説明いたします。

生涯学習課長 共催及び後援の一覧をご覧いただきたいと思います。

まず、1点目といたしまして、後援でございます。

第61回福島県実業団男子ソフトボール選手権大会兼第42回東北実業団男子ソフトボール選手権大会（福島県予選会）でございます。開催日については、令和3年4月24日。会場については、押切川公園スポーツ広場。申請者につきましては、会津ソフトボール協会会長品田尚孝。住所、申請日、承認日については、記載のとおりでございます。

2件目でございます。こちら、後援になります。

ホテルの学校。開催日については、令和3年5月23日。会場につき

ましては、喜多方市厚生会館ほか。申請者につきましては、喜多方ホテル夢づくりの会会長星 陽子。住所、申請日、承認日については、記載のとおりでございます。

3点目でございます。後援でございます。

事業名が、「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座。開催日が、令和3年6月23日から27日。会場につきましては、ズームによるオンライン講座でございます。申請者につきましては、一般社団法人日本リーダー育成推進協会代表理事井上顕滋でございます。住所、申請日、承認日については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、事務局から3件の後援について説明がありました。この内容等につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

高橋委員

高橋です。3番目のズームによるオンライン講座について、対象と募集の方法はどうなっているか教えていただきたいと思います。

生涯学習課長

対象と募集ということでございましたが、対象がこれは小学生のお子様がいらっしゃる保護者としております。それと、募集については、ホームページ等を活用いたしまして募集等をいたします。

以上であります。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますでしょうか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、特になしということですので、この3件についてはこのとおり承認されたということですのであります。

報告第1号についてはこの程度といたします。

報告第2号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について

教育長

では、続いて報告第2号を取り上げます。喜多方市小学校農業科支援員の委嘱についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、4ページをお開きください。

報告第2号喜多方市小学校農業科支援員の委嘱についてであります。

本市では、農業科を全ての小学校で実施しているところでありますが、農業科指導者として、喜多方市小学校農業科設置要綱に基づき、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、本年度新たに委嘱することとしておりますのでご報告いたします。

5ページから7ページをご覧ください。

委嘱期間は、令和3年4月1日より令和4年3月31日までの1年間となります。全小学校17校におきまして、5ページから7ページまで記載している102名の方に対し、本年度新たに委嘱させていただくものとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

高橋です。たしか去年の全体の人数が105名と聞いていたような気がして、今年度は102名なので、そんなに変わりはないなと思うんですが、一小が昨年5名だったところが2名というのは、何か農業科に対する授業時間が変わったということなんでしょうか。

学校教育課長

一小では、これまでずっと継続してやっていた方が今回お辞めになったということで、現在J Aと話し合いをしながら、2名ではということで少し追加の方向で学校では考えているそうです。

以上でございます。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますでしょうか。

＜なしの声あり＞

教育長

農業科というのは、喜多方市の独特の特色ある教育の一つであります。この102名の方々がいないと、それぞれの学校の農業科がなかなか機能しなくなってくるので、大変なお力添えをいただいているところ です。また今年もお世話になるわけですが、さらに農業科が円滑に進むように願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第2号につきましてはこの程度といたします。

報告第3号 喜多方市山都公民館建設市民懇話会設置要綱の制定について

教育長

続いて、報告第3号であります。喜多方市山都公民館建設市民懇話会設置要綱の制定についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

次に、報告第3号についてご説明申し上げますので、8ページをご覧くださいと思います。

喜多方市山都公民館建設市民懇話会設置要綱についてであります。

この要綱について、下記のとおり制定しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告させていただきます。

内容につきましてご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、この要綱についてであります。第1条につきましては、設置について定めるものであります。新たに山都公民館を建設するにあ

たり、市民の意見を聴くため、喜多方市山都公民館建設市民懇談会を設置するものであります。

第2条は、所掌事項について定めるものであります。山都公民館の機能や位置・規模について協議を行い、教育委員会に提言するものであります。

第3条につきましては、組織について定めるものであります。この懇談会は委員8名以内をもって組織するもので、内容については記載のとおりでございます。

第4条につきましては、任期について定めるもので、委員の任期は、第2条に定める結果をまとめ、教育委員会に提言したときまでとするものであります。

第5条は、委員長及び副委員長について定めるもので、懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選するものとしております。

第6条は、会議について定めるもので、懇談会の会議は、委員長が招集し、その議長となるとしております。

第2項では、委員長が必要と認めるときは、会議の関係者の出席を求め、参考意見を聴取することができるものとしております。

第7条は、懇談会の庶務について定めるもので、庶務は生涯学習課において処理するものとしております。

第8条につきましては、その他といたしまして、この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定めるものとしております。

附則といたしまして、この要綱は、令和3年4月1日から施行したいとするものであります。

10ページをお願いします。

第2項では、最初で開催される懇談会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとしております。

説明は以上でございます。

教育長

ただいま事務局より説明がありましたが、ここにつきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

高橋です。質問ですが、この任期については提言したときまでとなっていて、招集するということですが、最初で開催されるのがだいたいいつ頃で、提言するのはだいたいいつ頃というのを考えていらっしゃるか教えてください。

教育長

おおよその予定で構わないんですが、どうでしょうか。

生涯学習課長

最初の開催につきましては、現在、委員の公募を行っておりまして、そちらについて4月28日までとしております。したがって、第1回目の開催につきましては5月を予定してございます。提言についてですが、こちらにつきましては令和4年度中にできればと考えてござ

います。

以上でございます。

教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
＜なしの声あり＞

教育長

では、特にないということですので、報告第3号についてはこの程度といたします。

報告第4号 喜多方市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

教育長

続いて、報告第4号に移ります。喜多方市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

すみません、まず説明する前に、大変申し訳ございません、1件加筆修正をお願いいたします。

資料12ページの地域学校協働活動推進員設置要綱の第6条第2項にございますが、下段のほうになります。「総括推進員の活動は、次の各号のとおりとする。」とありますが、活動の後に「内容」という形で加筆をお願いしたいと思います。

それでは、報告第4号についてご説明いたしますので、資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市地域学校協働活動推進員設置要綱についてであります。

この要綱につきまして、下記のとおり制定したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましてご説明申し上げますので、12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、地域学校協働活動について簡単にご説明申し上げたいと思いますが、この地域学校協働活動につきましては、地域、家庭、学校が連携し、地域の高齢者の方々やPTA、団体など幅広い地域住民の協力をいただき、地域全体で子どもたちの学びや遊び、成長ということで、学校を中心とした地域づくりを目指すものでございます。今年度、令和3年度の重点事業ということで位置付けまして進めていくものでございます。

要綱について説明させていただきますが、第1条ということで、趣旨について定めているものでございます。この要綱につきましては、社会教育法第9条の7第1項に基づき教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、設置について定めるもので、教育委員会は、市内小・中学校に推進員を置くことができるものとしております。

第2項では、教育委員会は、市全体の総括的な役割を担う地域学校

協働活動推進員を置くことができるものとしております。

第3条は、定数について定めるもので、推進員の数、地域の実情を考慮の上、各学区1名程度置くことができ、同一推進員が複数の学区を担当することも可能としております。

第4条は、資格及び委嘱について定めるもので、推進員は、地域学校協働活動に識見を有する者から教育委員会が委嘱するものとしております。

第2項では、総括推進員は、学区の状況及び推進員活動に精通した者から教育委員会が委嘱するものとしております。

第5条は、委嘱期間及び委嘱の解嘱について定めるもので、推進員及び総括推進員の委嘱の期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとするものでございます。ただし、再任は妨げないものとしております。

第2項では、教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができるものとしております。

(1)といたしまして、心身の故障のため活動の継続に支障があり、またはこれに堪えられないと認められる場合。

(2)といたしまして、その他推進員としてふさわしくない行為を取ったと認められる場合としております。

第6条につきましては、職務について定めるもので、推進員の活動内容については記載のとおりでございます。

第2項では、総括推進員の活動内容につきまして、活動内容につきましては記載のとおりでございます。

13ページをお願いいたします。

第7条につきましては、推進協議会について定めるもので、教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて協議会を開催することができるものとしております。

(1)といたしまして、推進員等の行う行動や教育課題等についての情報交換に関すること。

(2)といたしまして、地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。

(3)といたしまして、その他推進員等の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第8条につきましては、守秘義務について定めるもので、推進員等は、教育委員会または学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員等の委嘱期間終了後も同様とするものとしております。

第9条につきましては、事務局について定めるもので、推進員等及び推進協議会の庶務は、生涯学習課において処理するものとしており

ます。

第10条は、費用弁償等について定めるもので、推進員等が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定めるものとしております。

第11条は、委任について定めるもので、この要綱に定めるもののほか、推進員等に関し必要な事項は、別に教育委員会が定めるものとしております。

附則といたしまして、この要綱は、令和3年4月1日から施行したいとするものであります。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの説明の内容等につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

大森委員

大森です。この設置要綱、何となく私的にはぼんやりした要綱だなという。何でこれをつくるんだろうと思うんですけども、おそらく背景としては、この社会教育法第9条の7第1項というのから要請されているのか、それが背景にあるんだろうと思うんですけども、この社会教育法第9条の7第1項というのはどんな風にうたっているんですかね。

生涯学習課長

この社会教育法第9条の7につきましては、「教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。」というものでございます。

大森委員

わかりました。ありがとうございます。

背景は今ご説明いただいたのでだいたいわかったんですけども、それによって第2条と第3条を拝見すると、推進員を置くことができる、総括推進員を置くことができる、各学区1名程度置くことができるということで、必ず置くではなくてできるとなっているというのは、これは何でなんですかね。

生涯学習課長

その地域、地域の状況にもよりますし、喜多方のその地域性、独自性を生かした上で推進員を配置すると考えてございます。喜多方市の場合、日常生活圏域ということで中学校区単位で7圏域を設定してございますが、これは後ほど説明させていただきますが、今は1名の総括推進員という形で、市全体の推進員という形でまず配置いたしました。今後は先ほど申し上げましたように日常生活圏域、中学校区単位でその地区の推進員ということで配置したいと考えてございます。

高橋委員

すみません、次の報告第5号のことにも関わるんですけども、いいですか。報告第5号の内容にも入ってしまうんですが、それは後にしたほうがいいでしょうか。

教育長

それでは報告第4号についてですが、内容的には報告第5号との関わりが非常に強いので、5号も説明していただけますか。

その後でよろしいですか。（「わかりました」の声あり）

報告第5号 喜多方市地域学校協働活動推進員の委嘱について

生涯学習課長

申し訳ございませんでした。それでは、報告第5号について説明させていただきたいと思いますので、14ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づきまして、下記のとおり委嘱いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

委嘱者、委嘱日、委任につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

教育長

というところまで受けた中でお願いします。

高橋委員

いろいろお伺いしたいことがたくさんあるんですけども、まず2つ。

この学校協働活動推進員というのは、県で進めている地域コーディネーターのことかどうか。同じことなんでしょうか。県ではコーディネーターという言い方をしていたかなと思ったんですが、すみません、そこはそんなに大事じゃないのでいいんですが、あともう一つ、14ページの学校協働活動推進員の委嘱ですが、この方は総括推進員ではないかということをひとつご質問したいということです。

生涯学習課長

協働活動推進員と言っておりますが、委員おっしゃるように県では推進員（コーディネーター）という形で表現してございます。

それと、報告第5号でございますが、この方につきましては総括の推進員にあたります。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

よくわかりました。ありがとうございます。

そうすると、先ほどこちこつと生涯学習課長さんから説明がありましたが、今後、中学校区単位で推進員を委嘱するという方向だとお伺いして、ということで、市としての協議会をつくるということですね。今はないと思うんですけども、市として協議会をつくって、そこで何をするんでしょうか。というのは、以前、放課後子ども教室をやめたこと、まだ言っていますけれども、経緯があって、私のイメージではこのコーディネーターというか、推進員というのは各学校区にいて、できることで学校を中心に地域を結ぶんですけども、放課後子ども教室をやるんだというのが大きな職務だったと思ったんですが、喜多方市ではそれは生涯学習課の、公民館で同じようなことをやって

いるからもういらないということでやめた経緯があつて、なぜここで全体で始めたのかなというのは、子ども教室は公民館で同じことをやっているからやらないとすると、どんなことをしていくつもりなのか。県の補助事業の地域学校協働活動事業を活用するためにこういった組織をつくるというんだったら、そういった説明もちょっと入れていただかないと、大森さんのおっしゃるように何だかよくわからない、けどつくりましたでは、やっぱりちょっとわからないので、説明が足りないような気がするんですが、例えばですけども、県でこういった冊子を出しているの、こういうのも事前資料で私たちに渡していただければ、ああ、なるほど、こういうことなのかというのが見ればわかるようになっていくというのもあるので、ちょっと疑問のところがありました。

以上です。

生涯学習課長

まず、この地域学校協働活動についてでございますが、やはり先ほど委員から放課後児童クラブ等々の部分もございましたが、喜多市の場合、放課後児童クラブについては充足しているにはまだ至っておりませんで、例えば現役を引退された方々が地域での子どもたちの放課後の見守りをするとか、そういったことも地域でできるのかなと思ってございます。その中で、地域で話し合いをしていただいて、地域の子どもたちをどういった形で支援していくのかという話し合い等々も必要になってくると思ってございます。その中で、例えば地域でこういった子どもがいますという形で情報共有していただいて、地域でできることは地域で担っていただくということで、協議会につきましては今後策定予定でございますが、その中でその事業の進捗管理をしたり、そういった話し合いをしていくことで、この事業の成果というか、そういうものが表せるのではないかなと思っておりますので、今取りあえず推進員を配置して、学校とその地域の状況について確認したり、実際に学校に訪問して内容等を収集して事業を進めていくということで現在は考えてございます。

教育長

いいですか、私から。今の話の中で整理したいのは、放課後児童クラブと今おっしゃっていましたが、放課後児童クラブはこども課の事業。高橋委員が発言しているのは、放課後子ども教室。これはなくしたんですね。そういうこともあつて、そのリーフレットには子ども教室の充実に資するような部分もいわゆる推進員に求められているんです。そういう意味での高橋委員からの質問で、ただ市としては、生涯学習課にこの推進員を配置した大きな理由は、コミュニティ・スクールなんです。先ほど生涯学習課長からあったように、もっと広く言うと、推進員の役割というのは地域と保護者と学校と、それらを連携させた中で子どものよりよい成長を促していくという部分があるんですね。そのことは先ほどおっしゃった子ども教室にも通じ

るんですけれども、力を入れたいのは、さっき課長が説明したように地域の実情等を今の総括の推進員に見てもらいながら、将来的にはやっぱり、コミュニティ・スクールという形を今年から各学校が取っていくので、それが円滑に進むような形に対する大きな補佐役というか、その部分のニュアンスが非常に強いと思います。だから、その中で従来やった子ども教室的なものが、さらにまた公民館との連携も必要になるかもしれませんが、必要になってくれればそれを取り上げていくようになるかもしれませんが、現段階ではコミュニティ・スクールの部分の強化という部分は色的には非常に強い。

戻しますけれども、この要綱の中には、先ほど大森委員からちょっと漠然としているという話はあったんですけれども、だから活動そのものは本当はもっとここに定めるように広いんですね。なので、コミュニティ・スクールに絞るわけにはいかないんですね、逆に。だからこういう表現にもなってしまいうんですが、そんなことで今年初めて1名の総括推進員を配置した。今後、先ほどからあるように、特に中学校区あたりに1人ずつ配置できればいいなと。そうすると、コミュニティ・スクール等もうまく機能するだろうし、ここでこの推進員が担うところの目的もある程度達成されていくかなという意図があります。すみません。よろしいですか。

高橋委員

学校運営協議会との兼ね合いについては後から質問しようと思っていたので、今の説明でよくわかりました。

あと、学校にも教職員でこういった方が3年ぐらい前からいらしたんですが、その方たちは特に今までそういった活動というのは、どういうことをしていたのかこちらでわからなかったんですが、何かありますか。

学校教育課長

地域連携に関する担当職員が各小学校、中学校に配置はされております。それはその役割としてあるということで、例えば学校でいろんな特別な力を持った方を、方面で明るい方と呼んで講座を開きたいなどというようなときに、例えばそのコーディネートをしたり、またそうした人材のリストをつくったりですとか、そうした形で担う人材を学校の中で配置しているのを、地域連携担当職員という形で配属しております。ですから、コミュニティ・スクールにつきましても、そうした方、その連携等が中心になって進めることによってスムーズに運ぶような役割を担えると思っております。

教育長

よろしいですか。

今あったように、各学校にはとにかく連携の担当の職員がいますので、その方々とさらにこの推進員の結びつきをやっぱり強化していかなければいけない。そうしないとうまく機能していかないの、そういったことはこれからの大きな課題かなとも思います。初めての取組でもありますので、その辺も併せて、いろいろ教育委員会のほうでも

指導助言しながら、うまく進むようには進めていきたいと思っています。

ほかにありましたらよろしくお願いします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、特にないということありますので、報告第4号及び第5号についてはこの程度とします。

報告第6号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について

教育長

続いて、報告の最後になりますが、第6号、喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

次に、報告第6号についてご説明申し上げますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので報告するものでございます。

団体名、取消し日等々につきましては、次ページをお開きいただきたいと思います。16ページをお願いいたします。

認定取消し団体の一覧になりますが、令和2年度中に認定取消しとなった団体につきましては、全部で14団体となります。団体名、所在地、認定取消し日、理由につきましては記載のとおりであります。

なお、3月31日現在で、社会教育関係団体につきましては275団体でございます。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

報告第6号について今説明がありましたが、委員の皆様方からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

特にないということですので、報告第6号についてはこの程度といたします。

5 審議事項

議案第1号 喜多方市立図書館協議会委員の委嘱について

教育長

続いて、5番の審議事項に移りますが、内容に入ります前に加筆、訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆、訂正等はありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議案第1号を取り上げます。喜多方市図書館協議会委員の委嘱についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長

私から議案第1号をご説明申し上げますので、17ページをご覧ください。

喜多方市図書館協議会委員の委嘱についてでございます。提案理由といたしましては、喜多方市立図書館協議会委員について1名欠員となったため、新たに委嘱しようとするものでございます。

喜多方市立図書館条例第6条の規定に基づき、喜多方市立図書館協議会委員を下記のとおり委嘱するものでございます。

1、委嘱候補者についてであります。氏名、所属等、再任・新任につきましては記載のとおり。

2、委嘱日は、令和3年4月16日。

3、任期は、令和3年4月16日から前任者の在任期間である令和4年6月25日まででございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

今、議案第1号について説明がありましたが、この内容等についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、異議なしということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしということでありますので、議案第1号喜多方市立図書館協議会委員の委嘱については、ここにありますように可決いたします。

以上で審議事項は終わりたいと思います。

6 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

6番、その他に移ります。

最初に教育長及び各委員からということで、まず私からちょっと現在の学校の状況だけお話ししておきます。

1つは、先ほど言いましたようにコミュニティ・スクール、今年度から全校出発という形であります。ただ、形もこれもまたどうなるかはまだはっきりしませんが、高郷・山都地区につきましては小学校1校、中学校1校でありますので、2校で1つのコミュニティ・スクールになるかもしれない。だから、各校独自に全部24のコミュニティ・スクールという形ではないかもしれません。ただ、これから5月にかけてそれははっきりしてくるので、今までモデル校として実施していた学校等の取組を参考にして、それぞれの学校で今いろいろな中身を精査しているところかなと思います。

あと、2つ目はICT関係で、GIGAスクール構想ということで

全国的なものがあって、一応各小中学校には子ども1台のタブレット、それから教師用のタブレットもだいたい配置終わりました。今、その研修会等について、業者さんを通じながらそれがうまく活用できるように始めたところであります。なるべく早く先生方がICTというかタブレットを通した教育等に慣れて、あわせてオンライン教育等も含めて可能になるように進めていかなければいけませんので、そういった中身で特にこの小学校でいう1学期間、そのリテラシー関係を充実させていかなければいけないかなと思っています。

あと、そのほかとして、教育委員会独自で、特に小学校ですが外国語が入っておりますので、ボランティアに近い、若干有償ではあるんですが、イングリッシュ・サポーターという方々を、将来的には各小学校に1人ずつ配置したいんですが、現段階では10名程度、今入っています。外国語活動にかなりいろいろな形でお力添えいただいているようですので、さらに英語の力が子どもたちに身につけばいいかなと思っています。

あと、4つ目として、これはちょっとこれから急がなければいけないんですが、昨年度、学力調査しました。市としてですね。ベネッセの学力調査をしたんですが、その内容等についてはだいたいまとまっているんですが、まだ公表には至っていないんです。だから、その公表をどうするかということで、早めに決着してやっぱり公表しなければいけないので、そんな形でそっちは運んでいきたいと。ただ、ベネッセの学力テストに変えてから、各学校の先生方、子どもたちも含めて非常に学習に対してはある意味意欲的になってきたかなと思っています。今よく言われるところの、主体的、対話的で深い学びと言われるんですが、子どもたちが積極的にいろいろな学び合いを行っていくという部分で授業も随分変わってきましたし、先生方、子どもたちの意識も随分高まってきたかなと思っていますので、さらにそういう授業改善等については市の指導主事等いろいろな学校に派遣しながらさらに充実させていきたいと考えております。

以上が、大雑把ですが現段階での学校の状況でございます。

あと、生涯学習課のほうではいわゆるホストタウン関係で、オリンピックがありますので、その関係でかなりこれから、どうなるかわかりませんが、いわゆる外国からの選手を迎えて、特に漕艇場を利用した部分での交流等もありますので、そういった部分でいろいろな工夫もしていかなければいけないし、何よりも感染拡大防止かなと。それを踏まえた交流が活性化できるように。さらに、オリンピックの時期には喜多方プラザ等も利用しながら、市民のオリンピックに対する意識、あと対アメリカ合衆国を応援する意識ですね。そういうものもやっぱり醸成していかなければいけない。アメリカ合衆国との交流、ホストタウンです。

あと、文化課のほうでは、2つの班に分かれました。一つは文化財の保存活用の計画等も進めなければならない、あと片方では文化芸術創造都市を推進しなければいけないという部分がありますので、特に文化芸術では会津型ですか、それらを利用した活動、昨年度から会津型ミュージアムという形で進めておりますが、それをさらに大きく展開していければなと思っています。

あと、公民館も含めてそれぞれの課でやっぱり学校というか子どもたちの視点に置いた活動というか、そういうものも活性化していかなければいけないので、その辺についてもいろいろそれぞれの課で考えながら、工夫しながら進めていければいいなと、そんな状況であります。

大雑把に教育委員会全体のことを申し上げましたが、そんな中身であります。

あと、委員の皆様方から何かありましたら。今の中身についての質問でも何でも。

大森委員

全然別件なんですけれども、3月末とあと4月の頭に卒業式と入学式、無事に執り行うことができて、1年前もそうだったんですけれども、コロナ禍の中でいろんなハンディキャップというか、やりたいこともできない中でも、来賓の方も少なくとも、非常に立派な卒業式、そして入学式ができたというのを1年前も私教育委員会で申し上げたと思うんですけれども、今回も同じように時間短縮ですよね。短縮ながらも非常にすばらしい卒業式、入学式だったなと感じています。

そこでちょっと思ったのは、今回は教育委員会は教育委員会告辞という形でいきました。市長の祝辞はなし、議会の祝辞もなし。学校によっては地域の方々からの祝辞があるところもあったし、なかったところもあったという形だったと思うんですけれども、式自体が非常にコンパクトになって、私はいい流れなのかなとも思いましたし、コロナ禍の中で今までの卒業式の在り方、入学式の在り方というのを抜本的に変えるといったらちょっと言い過ぎかもしれないですけれども、いい機会なのではないかなと思っています。やっぱり主役は子どもたち、そして保護者の皆様、あとは現場で頑張ってきた先生方ということ考えると、私もPTAやっていたからわかるんですけれども、教育委員会の告辞があって、市長の祝辞があって、議会の祝辞があって、最後にPTA会長の祝辞というと、話す内容も被るし、その間、もう子どもたちが飽きているという状況を考えると、正直その来賓祝辞とかそういうのも本当になくてというか、次第に記載するだけで十分なんじゃないかなと私は感じていますし、あともっと言えば、今は教育委員会の告辞も教育長はじめ皆さんで分担して行っていますよね。この時代になれば教育長ビデオメッセージということで収録して、それを各学校にいわゆるスクリーンで告辞という形もできるわけですよ

ね。だから、そういうのも考えていったほうがいいのかなと思ったので、一応、一つの提案として言ってみました。

教育長
学校教育課長

ありがとうございます。

御礼を申し上げるのを忘れていまして申し訳ございません。入学式、卒業式に関しては、皆様にご挨拶いただきまして本当にありがとうございました。

ただいま大森委員よりご提案いただいたこと、確かに子どもたちのお祝いの式、卒業式ですと、そうしたものの在り方につきましては子どもたちが主体となれるような、そんな在り方を考えるのに本当にいい機会なんだなということを教えていただいた思いであります。ですので、コロナ禍が今後どうなるかもわかりませんが、今後に向けてまして、よりよい式の在り方についてそれぞれ教育委員会としても考えてまいりたいと思います。ご提案ありがとうございました。

教育長

ありがとうございます。

今、学校には私たちのほうから、今後ある校長会でもそうですが、コロナ禍、コロナ禍で昨年度は行事等もかなりできなかつたり、または縮小されたり延期されたりということで、今、一つ大森委員からあったように、従来どおりの形を取るのではなくて、もう少し子どもたちを中心に据えた形での式だけではなくて行事等の在り方というか、それもやっぱり考えていかなければいけないし、今考える時期なんだろうなと思います。そういうことも踏まえて、今またコロナがどうなるかわかりませんが、第4波だと言われていますけれども、今後もこれから各学校では修学旅行を控えています。小学校等では運動会、中学校ではあと陸上大会、それぞれ中体連関係も全部控えているわけで、非常に不安を持っています。だから、教育委員会としてもある程度立ち位置をはっきりさせて、こういった形でという部分がある程度示さなければいけない部分もありますが、ただ我々も、学校サイドもそうですが、できないということの理由ばかり探すのではなくて、できるにはどうするんだと、何ができるかなと、そこを考えるのがすごく大切なことなんだろうと思っています。だから、そのことを学校と共有化しながら、先ほど申したように子どもたちを中心に据えて、いい行事等が行えるような形をつくり上げていければなとは思っています。

ほかに委員の方からありましたら。

高橋委員

高橋です。お願いのようなものが2つあるんですが、一つは、先ほどリテラシー教育というお話がありましたが、喜多方では以前からノーメディア・ノーゲームの勧めというのをやっていて、今もやっていますね。ただ、そのニュアンスがだいぶ変わってきて、正しく安全に使うということをみんなが理解するという。ただ画面を見ないようにしようということとはまた少し違ってきていると思うので、そこをち

よっと見直したものをもう一回出してもらえないかなという願いがあります。会津教育事務所で会津版のスマホ・SNS検定という、何かそういったものをつくったんですよね。そういったものもあるので活用しながら、新しく正しく安全に使いこなすというのを少し進めてもらいたいと思います。特に、子どもやその保護者については随分いろいろなところで学習する機会も、自分たちで情報を得る機会もあると思うのですが、私が心配しているのは、最近、私と同年齢ぐらいの方が私よりスマホを買いましたというので、誰にでもお友達の申請が来たりとか、ちょっと使い方がよくわかっていないんじゃないかみたいな部分が既にもうだいぶあるので、高齢者に向けても安全で安心な使い方についてのそういった講座をぜひやってほしいと思います。それが一つです。

そして、もう一つは、ズームでの研修会について先ほど事業の説明がありましたけれども、あれは子どもの保護者ということだったので問題はないかなと思うんですが、ズームの研修会やズームでの美術館訪問とか、いろいろズームの活用という方法が広がって、私たちの学習の機会が随分広がったと思うんですが、みんながみんなズームで家で参加できるかという、そこはそれぞれの事情があると思います。そこで、ぜひ公民館や公共施設にWi-Fiを完備して、そこで家で見られない人やズームのやり方がわからない方には数人で集まってモニターで見る、参加できるというような、そういった環境をぜひ、これはちょっと急ぎだと思うんですが、ぜひこの機会にいただきたい。公民館にWi-Fiなかったと思うんですよね。あるところもあるけれども、ぜひそういったところにも何か方法を考えていただきたいというのが、お願い2つ目です。

以上です。

教育長

2つありましたが、事務局のほうで何かありますか、今の内容について。

学校教育課長

今ほど高橋委員よりありました1点目のメディアのゲーム絡みの情報モラルのことなんですけれども、確かに今回全小中学生にタブレットが届くということで、教育委員会でも、学校教育課といたしましても、その使い方については十分に指導しながら、どんなことをするかといいますと、まずは児童用、生徒用、保護者用、そして教師用のマニュアル等を配付しながら、そちらを活用して児童に使い方を教え、保護者に伝え、先生方との共通理解を図りながら、その3つの柱で情報モラルについても十分に指導していきたいと思います。ただし、子どもたちの情報モラルは本当にこれでいいというところは絶対にありませんので、そのところは適宜指導を入れながら、1回やったからで終わりではなく、やはりその状況に応じて、中学校、小学校等の状況に応じてさらにそのところは進めながら、タブレットによるい

じめですとか誹謗中傷等が絶対にならないように気をつけてまいりたいと思っております。

以上です。

中央公民館長

私から2番目のご質問でございますが、高齢者の使い方につきましては単発での講座は今までも開催しておりますが、今後、そういったご要望があったということで公民館長協議会等でもご説明しながら、要望に合った講座を開くことについて意見を述べていきたいと思っております。

また、ズームでの講習会等は、昨年一応考えてはみたんですけども、なかなかそれを受信する方たちが対応できるかということとは難しいということで、まずユーチューブか何かを上げてホームページとか携帯電話で閲覧できる形をつくって、どれだけ視聴できるかということ今年を試してはどうかという考えもありますので、講習会等をユーチューブ等で上げてちょっと試してみたいと思っております。

W i - F i の設置につきましては、今手元に資料がありませんので、今後生涯学習課と施設については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

教育長

2点の提案、ありがとうございました。

高橋委員

西会津のように全域W i - F i なんてなればいいんですが、それはなかなか遠い話だと思うので、例えばそういったズームを使った講座をやる場合だけ有料のポケットW i - F i 、ありますよね。そういうものの活用も考えられると思うので、まずはちょっとやってみるというのでいいのではないかなと思うんですけども、よろしく願います。

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

(2) 事務局から

教育長

では、事務局側から何かありましたらお願いいたします。

教育総務課長

事務局からは特にございません。

教育長

ありがとうございます。

それでは、その他については以上のとおりとしたいと思います。

7 連絡事項

(1) 令和3年度教育委員会会議の開催日程（案）について

教育長

では、7番の連絡事項に移ります。令和3年度教育委員会会議の開催日程（案）についてであります。これについて説明をお願いいた

します。

教育総務課長

連絡事項、教育委員会の会議日程についてご説明いたしますので、18ページをお開きください。

令和3年度教育委員会の会議の開催日程（案）についてでございますが、去る3月29日開催の3月臨時会においてお示しいたしました内容から1点日程の変更がございます。下から3行目になります。2月の定例会については、前回、2月10日木曜日としておりましたが、2月9日水曜日に開催を予定したいと考えております。

教育総務課長

次に、今後の日程についてであります。その下をご覧ください。域内3支会連絡会定例会が4月15日、本日になります。午後1時30分から、会津若松市教育委員会において開催されます。教育長、高畑教育部長の対応となります。

今後の日程に1件追加をお願いいたします。福島県市町村教育委員会連絡協議会令和3年度定期総会。日時につきましては、令和3年5月11日火曜日になります。午前10時30分から。場所は、福島テルサになります。教育長と高橋委員のご対応をお願いいたします。

以上で連絡事項の説明を終わります。

教育長

この内容等につきまして何かご意見、ご質問等あったらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということですので、今後の教育委員会及びその他の日程等についてはよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、ほかに何かありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

8 閉 会

教育長

それでは、これをもちまして令和3年の4月教育委員会定例会を閉じたいと思います。閉会時刻につきましては、11時20分ということでお願いいたします。お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長 大 場 健 哉

二 番 委 員 大 森 佳 彦

三 番 委 員 遠 藤 一 幸

四 番 委 員 高 橋 明 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲